

(参考) 現行計画(第3期計画)の構成

| 計画の策定にあたって | |
|------------|-------------------------------------|
| 計画の目的 | 障害者制度改革の理念や、寝屋川市の課題をふまえて策定 |
| 計画の位置づけ | 自立支援法に基づく市町村障害福祉計画、長期計画を具体的に推進する計画 |
| 計画の期間 | 平成24～26年度の3年間 |
| 計画の策定方法 | アンケートや障害者計画等推進委員会、自立支援協議会の意見をふまえて策定 |
| 計画の進行管理 | 推進委員会で検討・評価し、自立支援協議会で検討・推進 |

| 障害福祉サービス等の推進方策(障害福祉計画) | |
|--|--|
| 1. 障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方 | |
| (1) 地域での“自分らしい”生活と社会参加をすすめる支援を充実します | |
| (2) さまざまな力をつないで、一人ひとりのニーズに対応する取り組みをすすめます | |
| (3) 他分野との連携・公民の協働による、効果的な支援を推進します | |
| 2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策 | |
| (1) 障害福祉サービスの推進の考え方と確保策 | |
| (2) 地域生活支援事業の内容と事業量 | |
| (3) 障害児支援サービスの内容と事業量 | |
| (4) サービス提供体制の確保と利用促進のための取り組み | |
| 3. 地域生活への移行・一般週路への移行等に関する目標と推進方策 | |
| (1) 地域生活への移行(福祉施設、社会的入院) | |
| (2) 福祉施設から一般就労への移行等 | |

| 障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項(長期計画の重点事項) | |
|--------------------------------------|--|
| 1. 総合的・継続的な相談支援・権利擁護支援のしくみづくりの推進 | |
| (1) 基幹的な機能をもつ相談支援センターの設置・運営 | |
| (2) 相談支援(一般・計画・地域)の充実 | |
| (3) 自立支援協議会の充実 | |
| (4) 権利擁護支援のしくみの確立 | |
| 2. 児童期からの継続的な支援のしくみと取り組みの充実 | |
| (1) 障害児に対する相談・サービスの提供 | |
| (2) 発達障害がある人への支援の充実 | |
| (3) 継続的な支援を行う体制やしくみづくり等の推進 | |
| 3. 安心して暮らしていくための地域のつながりや環境づくりの推進 | |
| (1) 地域での障害者への理解と日常的な交流・支えあいの推進 | |
| (2) 災害時の避難を支援するしくみづくり | |
| (3) バリアフリーの生活環境づくりの推進 | |
| (4) 地域における住まいの確保の取り組み | |